

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊那市の製造業は電気、精密、機械などの高度な加工技術産業や食品などの健康長寿関連産業が発展し、ものづくり産業の拠点として、いくつもの工業団地が形成されています。製造品出荷額は、平成 25 年に 1,329 億円まで減少しましたが、その後徐々に回復し、令和 3 年は、1,873 億円となっています。粗付加価値額は、平成 24 年に 529 億円まで減少しましたが、その後、徐々に回復傾向にあり、令和 3 年は 807 億円となっています。

従業者数については、平成 24 年の 5,402 人を底に徐々に増加し、令和 4 年には 6,353 人となっています。

製造品出荷額の割合を業種別にみると、生産用機械が最も多く（20.7%）、次いで食料品（17.9%）、はん用機械（11.5%）となっており、これら上位 3 業種で全体の約半数を占めています。機械器具製造業等は平成 25 年の 374 億円を底に、平成 26 年以降緩やかな増加傾向にありましたが、平成 30 年の 745 億円をピークに令和 3 年は 622 億円まで減少しています。粗付加価値額では、食料品が最も多く（19.9%）、次いでははん用機械（15.7%）、生産用機械（12.4%）、となっており、同じくこれら上位 3 業種で全体の約半数を占めています。

伊那市は、全国や長野県と比較して、製造品出荷額等、粗付加価値額ともに、食料品、はん用機械の割合が高いという特徴があり、特に、景気の変動を受けにくいとされる食料品製造業の割合が高くなっています。

また、製造品出荷額等、粗付加価値額ともに、自動車部品などの輸送用機械器具製造業の割合は、県と比較して高い傾向にあり、電子部品・デバイス・電子回路製造業の割合は、低い傾向にあります。

農林業の分野では、肥沃な土地と豊かで良質な三峰川水系のミネラル豊富な水を活かした米づくりのほか、野菜、果樹、花卉などの栽培も盛んに行われていますが、昭和 57 年の中央自動車道西宮線の全線開通を更なる契機として、第二次・第三次産業の企業進出が相次ぎ、農村部から労働人口が流出したことにより農業の兼業化が進み、本市における農業就業人口は、平成 27 年（2015 年）までの直近 5 年間で 16.7%減少、農業就業人口に占める 65 歳以上の割合が平成 27 年（2015 年）現在 44.9%で、直近 5 年間に 5 ポイント上昇するなど、引き続き高齢化や離農が深刻化しており、さらに農家の階層分化と多様化が一層進行することが見込まれます。また、農用地については、転用や遊休荒廃地化の進行により減少傾向であり、農用地の利用集積の一層の推進や農作業受委託の更なる促進、農業技術については、新品種・新作物等の育成、

省力・低コスト化、生産性向上・安定化、品質・付加価値向上、環境にやさしい農業を促進する技術等の開発・実用化、また、機械・施設等の効率的利用による経営の合理化と経営基盤の強化、安全・安心な農産物を供給できる米、野菜、果樹、花き、畜産等の農産物総合供給産地化、ブランドの確立や6次産業化を目指す必要があります。

サービス業の状況を見ると、事業所数構成比を業種別では、「娯楽業」、「技術サービス業」、「保険業」、「自動車整備業」が高くなっており、一方、「宿泊業」や「不動産賃貸業・管理業」が低いといえます。労働生産性（従業者あたりの付加価値額）を長野県と比較してみると、「情報通信業」や「サービス業」等は、県全体と比べ労働生産性が高い一方、「金融業、保険業」や「複合サービス事業（協同組合）」等は県全体と比べ低くなっています。

このような中、労働力不足、多品種少量生産に伴う物流コスト増など、様々な課題に対して、本市では平成30年に策定した「新産業技術推進ビジョン」に基づき、市内製造事業者へのAI・IoT等の新産業技術の導入によるスマート工業に加えて、省エネルギーやCO₂削減を市内中小企業等が推進する「伊那市SDGs推進プロジェクト」により生産性向上を実現した事例が増加しています。

スマート農業においても、先駆的モデルとして、農業用機械の自動運行や肥料・農薬等の自動散布、GPSやインターネット（クラウド）を介したデータ活用型の営農管理などにより、高齢化に伴う担い手不足の解消や遊休荒廃農地の縮減を図ることで、「儲かる農業」の実現を目指しています。また、市の面積の83%を占める森林を活用するための研究も進んでいます。

生産現場では技術者の確保も厳しい中、効率化を図るための設備投資も積極的に行い、生き残りを掛けた企業努力が行われています。しかし、初期投資に係る経費負担や、人材の確保は製造業や農林業、サービス業にとっても課題が多く、導入を躊躇している事業者も少なくありません。

こうした中、市域における労働生産性の向上を高めるためには事業者の設備投資に対し、行政の支援による負担軽減を進め、ものづくり産業の活性化を図っていく必要があります。

（２）目標

長野県経済構造実態調査(令和3年度)によると、伊那市の粗付加価値額は807億円で一人あたりに換算すると1,351万円です。伊那市商工業振興ビジョン(2019年～2028年)では2028年度の目標値として、粗付加価値額で860億円、一人当たりの粗付加価値額を1,440万円としています。

さらに、個人の所得向上が地域の活性化にもつながることから、一人当たりの現金給与総額も目標の一つと捉え、現状値の437万円から+5%以上を目指し、2028年度の目標値を459万円としています。

これらビジョンの目標値につなげられる先端設備等導入計画を作成し、認定を受ける事業者数の目標を年10件とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を3年から5年の範囲で設定し、認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率平均3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

当地区は、ボーイング787など量産事業などに関連し、クラスターの裾野を強化する地域であり、国際戦略総合特区「アジア NO.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」にも参画し、取り組みを実施しています。航空宇宙産業の部品は、複雑な形状に加えて、精密な加工を要求され、5軸のマシニングセンタをはじめとする高度な工作機械が必要であり、製造コスト低減による国際競争力アップや労働力不足を補うためにも、計画的な導入が必要です。

また航空宇宙産業と並ぶ成長牽引産業である医療・介護・健康関連産業への参画により、高度な切削等のものづくり技術が必須の要件となってきたため、精度を上げるための設備投資も必要となってきました。

食品製造業においても、労働力不足、多品種少量生産、少子高齢化に影響を受けた消費者の多彩なニーズに対応すべく、生産設備の更新や改良、新規導入が必要となっています。

農林業ではスマート農業の推進や、ドローンと航空レーザーを活用した森林調査の省力化を図るなどの新産業技術を活用した取組みによる設備等の導入が必要となっています。

多種多様なものづくり産業や、技術革新を必要とされる本市においては、本計画において定める先端設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとします。ただし、本計画の目標が市域の労働者の労働生産性の向上に寄与するものであることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としません。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の製造業は高度な加工技術産業、食品関連産業を軸とした、ものづくり産業の拠点として、また農林業では米作を中心として、野菜や花卉の産地として地域の土地を保全し、あらゆるサービス業を提供しながら、地方の中核都市として発展してきました。

近年は労働力不足、技術者不足に加え、経営者や労働者の高齢化も深刻な状況となっています。また、高品質な加工が要求され、米価の下落、消費者の食の安全に対す

る厳しさが増し、中小零細企業にとっては厳しい状況が続いています。このような時代の中にあっても、ものづくり産業の拠点として、部品でなく「作品」や安心安全な農産物の提供を継続させていくことが必要です。

時代が要求する小ロット、高品質で精密な加工品等を提供するためにも、また、優良な農産物の提供には設備投資は不可欠であり、計画的に導入を図っていく必要があることから、本計画の対象区域は伊那市全域を対象とします。

(2) 対象業種・事業

伊那市の産業は高度な加工技術産業、食品関連産業を軸として優良な農産物を生産し、地域が一体となって成長してきました。言わば全てのものづくり産業の拠点として発展してきていることから、本計画の対象業種、事業については、市内での産業全てを対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次に該当する場合は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ① 人員削減を目的とした取組み
- ② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められる者及び、伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ③ 市税及び負担金、使用料その他の歳入を滞納している者